

○割賦販売法

平成二十九年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧
・特定商取引に関する法律の一部を改正する法律（平成二八・
六・三法六〇）附則七条（平成二九・二・二までに施行）

第三五条の三の六〇②（略）

③（柱書略）

二 特定商取引に関する法律第二十六條第五項各号の訪問販売
及び同条第六項各号の電話勧誘販売に係る個別信用購入あつ
せん及び個別信用購入あつせんに係る販売又は提供の方法に
よる販売又は提供

④（柱書略）

一 特定商取引に関する法律第二十六條第二項に規定する役務
の提供であつて訪問販売又は電話勧誘販売に該当するものが
同項に規定する主務省令で定める場合と該当する場合におけ
る当該役務の提供に係る個別信用購入あつせん及び個別信用
購入あつせんに係る提供の方法による提供
二 特定商取引に関する法律第二十六條第三項各号に規定する
販売又は役務の提供で訪問販売又は電話勧誘販売に該当する
ものに係る個別信用購入あつせん及び個別信用購入あつせん
に係る販売又は提供の方法による販売又は提供
三 訪問販売又は電話勧誘販売に該当する販売又は役務の提供
が特定商取引に関する法律第二十六條第四項第一号又は第二
号の場合に該当する場合における当該販売又は役務の提供に
係る個別信用購入あつせん及び個別信用購入あつせんに係る
販売又は提供の方法による販売又は提供